

# **内閣法等の一部を改正する法律 (政府CIO法)の概要について**

**内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室**

# 内閣法等の一部を改正する法律(政府CIO法)の必要性・経緯

## 1. 必要性

政府によるIT投資(行政情報システムを含む)は、各府省個別に行われてきた結果、重複や連携不足などによるムダの発生や利便性の低下といった問題を抱えている。

そこで、政府全体のIT政策を統括する者(政府CIO)を設置し、各府省とハイレベルの調整を行えるようにすることで、政府のIT投資におけるムダを省き、国民の利便性を向上させる体制を構築することが急務となっている。

## 2. 経緯

### (1) i-Japan戦略2015(平成21年7月IT本部決定)

「電子政府と行政改革を担う政府CIOを任命し、予算の調整や配分等の必要な権限と組織を早期に整備すること。」

### (2) 新たな情報通信技術戦略(平成22年5月IT本部決定)

「政府CIO等推進体制の速やかな整備」

### (3) 電子行政推進に関する基本方針(平成23年8月IT本部決定)

「電子行政の取組を迅速かつ強力に推進していくため、政府の電子行政推進に係る実質的な権能を有する司令塔として、政府CIO制度を導入する。」

### (4) 政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方(平成24年11月IT本部、行革本部決定)

「政府CIOの役割を明確化し、次期通常国会に、必要な権限等について規定した法案を提出すること」

## 内閣法等の一部を改正する法律(政府CIO法)の概要

政府全体のIT政策及び電子行政の推進の司令塔として、府省横断的な権限を有する内閣情報通信政策監(いわゆる政府CIO※)を設置するとともに、政府CIOをIT総合戦略本部の本部員に加え、本部長がその事務の一部を政府CIOに行わせることができること等を規定。

※CIO: Chief Information Officer の略

### 1. 内閣官房における事務・権限(内閣法)

- 内閣官房副長官に次ぐ位置づけ(各府省政務官クラス【事務次官より上】の位置づけ)
- 政府全体のIT政策及び電子行政の推進等の企画立案・総合調整を行う権限(ITの活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関する事務を統理)。

### 2. IT総合戦略本部における事務・権限(IT基本法)

- IT総合戦略本部に国務大臣と同等の本部員として参加。
- IT総合戦略本部の事務の一部(府省横断的な計画の作成、経費の見積りの方針の作成、施策の実施に関する指針の作成、施策の評価、行政機関の長に対する資料の提出その他の協力の求め)を、本部長(内閣総理大臣)の委任に基づき実施(=本部決定と同じ効果)。
- 委任を受けた事務の実施につき、本部長に対して意見・報告(本部長は必要に応じて関係行政機関の長に対して勧告)。

# 内閣法等の一部を改正する法律(政府CIO法)の全体像

